

## **令和7年度第1回工賃向上計画の推進に関する専門委員会**

日時：令和7年8月27日（水）

午前10時～午前12時

場所：大阪府庁別館福祉総務課会議室

○司会 そうしましたら、定刻となりましたので、ただいまより、『令和7年度第1回工賃向上計画の推進に関する専門委員会』を開催させていただきます。

本日は、お暑い中、お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、委員会事務局、司会を務めます、大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、会議の開会に先立ちまして、自立支援課長よりご挨拶をさせていただきます。

○課長 おはようございます。

○一同 おはようございます。

○課長 自立支援課長でございます。

本日は、皆様、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。また、日頃より、障がい者の就労支援の推進に関しましてご理解・ご支援をいただいておりまして、あわせてお礼申し上げます。

今年度（令和7年度）は、「大阪府工賃向上計画」の2年目にあたります。のちほど詳しく説明させていただきますが、令和6年度の報酬改定によりまして、各事業所をとりまく環境は大きく変化しております。大阪府の令和6年度の平均工賃月額は、速報値で19,696円となっておりまして、昨年度よりも8.4%上昇しております。これにつきましては、工賃に応じた報酬体系になったことを踏まえまして、各事業所のご努力というものはもちろんのことですが、A型事業所からB型事業所への転換という所も複数確認されておりまして、こうした事情等、いろいろ要因があるものと感じているところでございます。

大阪府におけるB型事業所の事業所数は、令和7年度4月時点で2,053に及びます。これは令和6年度から比べますと、296施設の増加となっております。新規事業所の増加を踏まえまして、今年度、大阪府では、工賃向上計画支援事業の一環として、就労支援事業会計に関する研修を行うこととしておりまして、適切な就労支援・経営改善を通じた工賃向上につなげてまいりたいと考えております。

本日は、大きく2つのご議論をいただく予定をしております。1つ目は、大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）の取り組み状況、2つ目が、就労継続支援優良事業所を表彰する取り組み、この実施概要について、委員の皆様にご意見をいただきたく存じております。

皆様におかれましては、それぞれの分野における専門的な見地から忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、私からのご挨拶といたします。よろしくお願ひします。

○司会 本日のご出席の委員の皆様につきましては、お手元に委員名簿をお配りさせていただいております。本日は、7名の委員がご出席でございますので、「工賃向上計画の推進に関する専門委員会運営要綱」第5条第2項の規定により、委員定数8名の過半数に達していまして、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

続きまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

「工賃向上計画の推進に関する専門委員会委員名簿」

「就労支援部会運営要綱」

「工賃向上計画の推進に関する専門委員会運営要綱」

「配席図」

資料1 「大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）取組状況」

資料2 「就労継続支援優良取組表彰令和7年度実施概要」

参考資料「第6次大阪府障がい者計画の策定スケジュール等について」

このほかに、参考の資料といたしまして、「OSAKA から地域共生の未来をつくるプロジェクト」、9月14日にこさえたんが出展する万博のイベントのチラシと『こさえたん通信』5月号・8月号をお配りさせていただいている。

追加の参考資料といたしまして、厚生労働省の「就労支援事業会計の運用ガイドライン」の抜粋版をお手元に配付させていただいている。

過不足がございましたら、また仰っていただければと思います。

それでは、このあとの議事進行につきましては、「工賃向上計画の推進に関する専門委員会運営要綱」第5条に基づきまして、委員長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 おはようございます。

○一同 おはようございます。

○委員長 よろしくお願ひします。限られた時間になりますので、円滑な進行にご協力をよろしくお願ひします。では、お手元の次第に沿って議事を進めてまいりたいと存じます。

本委員会は、就労支援部会から付託された、福祉施設で働く障がい者の工賃向上支援にかかる調査・審議に関する事務について、原則公開で審議することとなっています。それでは、議題1に入ります。議題（1）「大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）取組状況」についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 自立支援課・就労支援グループと申します。議題（1）について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

そういうたら、まず、議題（1）「大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）取組状況」についてご説明させていただきますので、資料1をご覧いただけますでしょうか。

まず、令和6年度の工賃実績と優先調達実績の速報値ということでご報告させていただきます。1枚めくっていただきまして、2ページ目、令和6年度工賃実績調査（速報値）をご覧いただけますでしょうか。工賃実績調査の対象といたしましては、府内の就労継続支援A型事業所とB型事業所をあわせて2,456事業所を対象に行ったところ、83%の回答を得ています。

各施設の平均工賃については、A型が96,545円、B型が19,696円です。下のほうに詳細をお示しさせていただいている。

3ページ目は、参考までに、昨年度（令和5年度）の工賃実績調査というものになっています。

4ページ目をご覧いただけますでしょうか。B型事業所の平均工賃月額・工賃支払総額の推移について記載させていただいています。令和5年度実績から、令和6年度報酬改定による算定式を適用していまして、今年が新算定式の2年目となっています。

大阪府工賃向上計画における、令和6年度の目標は19,000円で、実績が19,696円ですので、目標達成となっています。対前年度としては、1,520円、8.4%増です。

5ページ目をご覧いただけますでしょうか。平均工賃月額の事業所数の分布状況をお示しさせていただいています。薄いグレーのところが令和6年度、破線部分が令和5年度という形で推移を示させていただいています。横軸の15,000円以下の事業所数の割合が下がっていまして、15,000円以上の割合がアップしていると見ていただければと思います。

参考までにですが、最も濃いグレーが令和6年度の新規開設事業所数で、中間のグレーの色は、在宅支援の実績がある事業所数を示させていただいているものになります。いずれも、全体と同様の分布であることがわかると思います。

次に、優先調達実績についてご報告させていただきます。6ページ、7ページ目をご覧いただけますでしょうか。国による、優先調達推進法に基づきまして、大阪府の取り組みとして、「調達方針」を毎年度策定いたしまして、全庁で調達推進に取り組んでいるところです。詳細といましましては、7ページに記載のとおりです。

続きまして、めくっていただきまして8ページ目をご覧ください。令和6年度の大坂府における、優先調達実績は約2億3600万円となっており、昨年度を上回る過去最高の実績となっています。

9ページ目、こちらは令和6年度の実績をそれぞれ製品別にまとめたものです。最も多いのは、物品と役務のうち、役務の中で清掃・施設管理の1億5437万円、次いで、役務の印刷で4662万円となっています。合計金額につきましては、右下の2番目のところ、昨年度比102%増で、前年度より多い金額となっている状況です。

続きまして、10ページ目ですが。こちらは府内の部局別にまとめた資料となっています。この資料は、次長会議等で提示させていただきまして、府内における取り組み推進ということで取り組んでいっているものとなっています。

11ページ目になりますが。こちらは発注先別にまとめたものになっています。最も多いのは、主に清掃を担っていただいている就労機会確保団体となっており、物価等を踏まえまして、単価もアップしていることから、金額増となっています。次いで、共同受注窓口が多いところですが、今年度は共同受注窓口への発注額件数とともに、昨年に比べて低下しているところです。要因といましましては、高額事案等の減などが影響しているところになっています。

欄の右側に、B型事業所への発注(概算)、というのをお示しさせていただいていますが、こちらの合計は前年に比べて約900万円減の4,292万円となっており、前年を下回る

結果となってしまっています。B型への発注がより高まることを目指しまして、府内に好事例等を周知し働きかけるのもあわせまして、官公庁の優先調達とは別にはなりますが、企業向けにも共同受注窓口の利用の周知を図っていきたいと思っています。

11ページの下の部分は、府内の全体状況についてお示しさせていただいている。府内市町村、独立行政法人の合計で11億649万円となっています。前年を上回る実績となっています。

続きまして、12ページをご覧いただけますでしょうか。こちらは、大阪府工賃向上計画の令和6年度の取り組み状況と令和7年度の取り組み状況・実施計画を記載させていただいている。

別途、18ページに、大阪府工賃向上計画（令和6年度～8年度）の概要、ということで概要をお示しさせていただいているので、のちほど等も含めて、あわせてご覧いただけたらと思います。

実績につきまして、主な部分についてご説明させていただきます。資料の12ページに戻っていただきます。

12ページの項目1、事業所の工賃向上計画策定・実行支援というところで、ご説明させていただきます。

(1) 事業所工賃向上計画の策定・提出促進について、B型事業所は事業所工賃向上計画を府に提出すること、となっていますが、計画の提出が漏れがちな新規事業所の増が影響しています。提出率は、令和6年度は83%、令和7年は79%という状況となっています。新規指定のタイミングでの周知を、指定権者である市町村等にも依頼はしていますが、引き続き連携して提出促進を図ってまいりたいと思っています。

次に、(4) 事業所ニーズに応じた研修の実施についてですが。事業所向けの工賃向上セミナーを実施しており、令和6年度は、全4回、計380名が受講しています。令和7年度についても、研修を予定している間で、17ページに内容も含めて、チラシ等を掲載させていただいているので、また、ご覧いただけたらと思います。

表彰受賞事業所による、工賃向上好事例セミナーや、就労支援事業会計・工賃向上研修の実施などを予定しています。より多くの事業所に対する支援として、研修や情報発信等を強化していきたいと考えています。

次、12ページになります。(6) 就労継続支援優良取組表彰について、今年度の実施概要について、のちほど、議題(2)にてご説明させていただきます。

次、13ページに移りましてご説明させていただきます。2共同受注窓口の運営、優先調達の促進についてです。

(1) 大阪府共同受注窓口の安定運営については、目標6,000万円、900件に対して、実績は4,770万円、713件となります。金額・件数とも、前年を下回っている状況となっていますが、要因といつしましては、ノベルティの受注の減や、令和5年度に向けた印刷物の大口発注が継続しなかったというのが要因としてあげられています。引き

続き、府内の利用促進を図っていくとともに、（3）でお示しさせていただいているが、企業に対する共同受注窓口の周知・発注促進のところで、商工労働部の企業向けセミナーや、大阪産業創造センターへの配架を通じまして、人手不足に悩む企業向けに、共同受注窓口の活用を周知してまいりたいと考えています。

（5）大阪府庁内の優先調達については、先ほどご報告させていただきましたとおりです。

（6）障がい者在宅就業マッチング支援事業等の促進についてですが、通所が難しい障がいの方に、在宅テレワーカーとして、会議の文字起こし等の業務を担っていただくことを、在宅就業支援団体を介してマッチング支援を行っています。令和6年度実績は、1,029万円で、金額としては前年を11%増でした。会議の文字起こしが全体の4割というところで、前年に比べてデータ入力の大口受注があったということと、受注額が倍増して全体の4割弱を占めたということになっています。ほかは、ホームページ編集等の受注となっています。

続きまして、14ページをご覧いただけますでしょうか。3製品（こさえたん）認知度向上に向けた情報発信についてです。こさえたんについては、15ページ、16ページ、また、本日、お手元に『こさえたん通信』のチラシも配付させていただいているので、あわせてご覧いただければと思います。

こさえたんは、府内の障がい者福祉施設で作られた製品の愛称として「こさえたん」としてPR活動、販売促進に取り組んでいますが、今年度は、大阪関西万博の会場内で9月14日に「こさえたん展示・販売会」を実施させていただきます。販売会に向けて、出品事業所にもご協力いただき、こさえたんPR動画を作成したところです。販売会当日、9月14日当日は、モニターでこの動画を放映しまして、来場者に事業アピール、販売促進してまいりますので、もし、委員の皆様の中でご都合つく方は、またお立ち寄りいただけたらと思っています。

14ページですが、（3）大阪府庁舎内アンテナショップの運営についてです。アンテナショップの売り上げといたしましては1,333万円、前年同等の結果となっています。パンの、弁当の事業所は、令和6年度は新規で2事業所参加、令和7年度は新規3事業所、1事業所撤退で、現在は12事業所が参加となっています。菓子販売の事業所は、昨年度は58事業所が参加いたしました。年4回、委託販売審査会というのを設けまして、新規事業所も申込みいただいており、令和7年度の現在の参加事業所数は64事業所となっています。万博をきっかけに店舗の委託販売や、こさえたんのロゴマークの応募いただいた例もたくさんあったというところです。

次は、福祉のおかしの定期便についてですが。オンラインショップの売り上げについては、令和6年度は21万円、企業による定期購入が46万円となっています。今年度、企業による定期購入が、導入企業の紹介で1件増となっています。事業所の安定的な収入となりますので、定期販売も引き続き促進してまいりたいと思っています。

外販イベントといたしましては、令和6年度は委託販売方式で、なんばマルイやともにい

きる障がい者展などで販売を実施いたしまして、こさえたん事業のPRを行ってきました。また、府立中央図書館における図書館マルシェ等の出店機会を希望する事業所にも提供いたします。万博販売会のほかにも、外販イベントの機会を活用というところで、販売促進、こさえたんPRに取り組んでいきたいと考えています。

次に、4農と福祉の連携の促進について、というところですが、農政室よりご説明させていただきます。

○事務局 農政室推進課です。「農と福祉の連携」に関するご説明いたします。

農政室は、大阪農業つなぐセンターという新規支援の窓口の中にワンストップ窓口として、農と福祉の連携を含めて運営させていただいている。

令和6年度の実績といたしましては、相談件数は7件、うち、農業体験のマッチングが1件となりました。参入者に関しては、合計で1件となっています。令和7年度の計画としては、現時点では、参入者としては0件ではありますが、相談件数が3件となっていまして、いずれの3件についても、参入への支援を行っているところです。

2番目の、農と福祉施設による農作業のマッチング締結支援につきましても、令和6年度、国の補助率が変化したため、事業実施自体ができていませんが、今年度は実施予定であり、年3件を目標に現在取り組んでいるところです。以上です。

○委員長 ありがとうございました。事業の受託事業者であるオブザーバーは補足はございませんでしょうか。

○オブザーバー 特にございません。

○委員長 はい。ありがとうございます。

ただいま、議題（1）「大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）取組状況」について、ご説明をいただきましたが、以後、ご意見・ご質問等はございませんでしょうか。なんでも結構ですので、お気づきの点等がございましたら、ご発言をよろしくお願ひいたします。

○委員 2ページ目の令和6年度の平均工賃ですが、一番下のA、Bの内訳のところの数字を見ていますが、冒頭、課長がご挨拶の中で仰ったように、A型の最高月額賃金が前年に比べて下がっていますね。B型のほうは、もう激増しているというか、数字が出ているのかなと。やはりAがBに変更したというところが、こういうところからも見えているのかなというのを思ったものですから。やっぱりそうなのかなというのを改めて感じるなど、ここに出ているなと思っています。以上です。

○委員長 ありがとうございます。これは令和6年のBの最高は14万円。これはAから移ってきてということですか。14万円。何をしたらこんなに稼げるのですか。

○事務局 何をしたらというところは、すぐには分からないです、Aから移っているところも、この資料から見受けられると考えられます。

B型の個々の事業所がどのような状況であるかというところまでは、調べ切れていないので、今後、すごく金額が上がっているところがあれば、インタビューできるようであれば、していきたいと思っています。

○委員 A型はやはり雇用契約の締結をして、労働法制の中で働く障がいのある方たちの権利も当然守られた形、というところから、Bにというのであれば、対応としてはマイナスになっていっているということに考えられると思うのですね。Bの平均工賃はぐっと上がっているのでしょうか、この人たちの権利を守るという感覚で見ていったときには、果たして、そのまま素直に喜んで良いところなのか、どうかというのを疑問に感じたものです。

○委員長 ありがとうございます。今、非常に大切なご指摘だと思います。雇用契約というのがAにありますので、それが移ると、なかなか雇用契約を結んでいない状況で14万円というのも、ちょっとということもあるのかなと。

一方では、最低賃金が1,355円。これもまたすごい数字だなと思うのですが。これもまた1,300円なのですか。

○事務局 そうですね。仰っていただいた、B型のほうは、最低賃金というのが決められていないという中で、いろいろな働き方といいますか、就労の形態があるものにはなってくるのかなとは思うのですが。B型のほうも、一定、すごい仕事をされたいという、そこに居場所を求めていらっしゃる方がいるというのと、体調を含めて来られているというところがあるので、全員が週に何日も、この時間に来られたりというところがある人たちではないので、大きく差が出るというところは仕方がないのかなというところはあります。

一方で、低くなっているところは、工賃を上げていって、皆さんのが事業所に行くという、生きがいではないですが、がんばっているということに対しての何かしらのメリットがあるようにはしていきたいというところで、工賃向上計画が掲げているような取り組みは隨時していこうかというところです。

○委員長 ありがとうございます。バランスの問題だと思うのですよね。

○事務局 少し補足をさせていただきます。この最高と最低なのですが。事業所によっては、回答の仕方が、ちょっとご理解不十分で誤って記載をしている例等も多数見受けられていて、明らかに我々でわかる異常値については、もう一度確認してくださいということで、差し戻しをしています。回収状況が低いというのは、ただ回答してくれていないだけではなくて、差し戻しをして、その回答が間に合わなかったというところも含まれており、回答率が低いです。我々も一定のルールを設けて異常値を差し戻しているのですが、それでもまだ異常値がいろいろ残ってしまっているときがありまして、この最低賃金のあたり、最高だとかは、もしかすると、何かの計算ミスだととか、異常値である可能性もあり得ると。

これだけ事業所が多いので、市町村も我々も1件1件丁寧には見きれずに、ある一定のルールでチェックをしているところですので、そのあたりも傾向としてはあるということです。

○委員長 ありがとうございます。そういう状況があるにしても、14万円というのはなかなか、結構な金額でもありますので、そのところは、参考の意味でも聞き取りはしてもいいのかなと思います。

1,355円。これもこれで、この数字をたたき出すのもなかなか大変だと思いますから。いくら居場所的なものだとしても、実際にそこで何をしているのだ、というところ。ずっとそこにいて何もしてなくてというと、それはB型ではないのではといった話に、なってくると思いますので、そこはまた追って確認をと思います。

ほかに何か。のことについてほかに何かあるでしょうか。

○委員 はい。個人的になんですが、今回は万博があったので、優先調達で印刷物とか、前回の会議とかで出ていたのですが、そこら辺が上がったりがあるのかな。恩恵を受けられたのかなと思うのですが。万博が終わってしまったときに、そこら辺で上がった分の額が下がるのかなと、僕は少し懸念はしたりするところではあるので、そういうところの関係性であったり、そこが終わってしまっても、継続してこのあたりで平均工賃が止まっているのかというところが気になるところがありました。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 私も普段から思っているところで、この数字を見て改めて感じるところですが。アンテナショップのこさえたんの販売の金額ですね。ネットショップの売り上げと、ネットでの販売の売り上げと、イベント等での販売の売り上げと比べたときに、圧倒的にイベント出店のほうが売り上げが上がるんですね。これはやはり以前から、授産製品にそういう面がありまして、直接イベント等で出店して販売するという半面、最近私たちのほうでよく聞く話としては、職員さん、事業所さんは体制が厳しくて、イベント出店等に出かけていい売りに行くことがすごく厳しいと。やはりイベントは土曜や日曜になるので、まして、本来お休みの日に職員さんが出ていくことがすごく厳しいといって、イベント出店をとりやめるという事業所さんが出てきているのですね。

そういう面では、堺市ではネットワーク、事業所さんが横でつながっている、販売の活動をされているネットワークがあるのですが、地域や、事業所のネットワーク、事業所さん同氏の横のつながりで、ほかの事業所さんの商品を持って行って代わりに売るとか。「この間は売ってもらったから、今回は私が行きましょうか」とか、そういった事業所さん同士の横のつながり、ネットワークがもっと推進していくとか、そのあたりをフォローできたらいいのにななど。堺ではやっている部分もあるんですが、まだまだ、どうしても一部の事業所さんに負担が大きくなっていたり、ちょっと課題もあったりもするので、そのあたりも推進していけたらいいと、改めて思ったところです。

○委員長 ありがとうございます。ネットワークをつくるのは非常に大事なことと思います。そこら辺のところ、この工賃のセミナーも、できれば、対面とオンラインと並行していく、対面ですると、そこで顔を合わせて「お前のとこ、何やってんだよ」という話ができる。オンラインだったら、もう終わったら、ぱっとそこで終わってしまうのがあって、そういうところの関係づくりが大切なと思いました。他いかがでしょうか。どのようなものでも結構ですし。この取り組みの状況についての確認になりますので。

○委員 先ほどからの、最低月額工賃1,355円があるのですが、企業の立場で言うと、

うちは近くに就労支援の施設があって、よく行って、向こうの所長さんと話して、昨日も話したのですが、作業をやっているのを見ると、ものすごく高級な、宇宙服の下に着るようなものや、山登りなど、すごい寒いところに行くときに着る中のインナーのものを、高級なんです。1枚いくらのものを、きちんとたたんでタグをつけて、ビニールに入れて箱に入れると。「これいくらなんですか」と聞いたら、18円なのですよね。たぶん下請けの下請けだからなのですよ。

かたや、横でネジをこうやっているのを見ると、「これ何に使われているのですか」と聞くと、車とかなんですよね。たぶん1個数円。やはり企業も、少しそういうところを考えないといけないのではないかと思いますね。もっとこの辺を訴えたほうがいいのではないかと思いますが。たぶん数万円するようなものなのですね。宇宙に行くようなもの。それだったら、たたんでタグをつけて、ビニールに入れて箱に入れるだけなのですが。でも、これ1個18円と言われると。「どうなんだろう」。僕がその辺の業界のものがわからないのですが。企業としても、周りの施設といろいろ話してると、考えないといけないなと思います。たぶん下請けの下請け。もしかしたら、もっとあるかもしれないんですけど。昨日ちょうど、そういうのを目の当たりにしたので、ちょっとなというのはあります。

○委員長 難しいところではあるかとは思うのですが。

○委員 重度の子たちもなにかできないかなと思うんですよね。職業体験、訓練みたいなものをやろうと思って、してもらったんです。最初、やっぱり、「あ、こりゃ無理だ」と思ったんですよ。遅いし、品質的にも、そのあと全数確認しないといけない。1ヶ月ぐらいかなと話していたのですけどね。「うちで働くのが夢でした」と。うちの制服や帽子を渡してあげたりすると、モチベーションがどんどん上がっていって、明らかに変わったんです。今、戦力になっているんです。

うちはうちで普通にちゃんと最低賃金のそういうのを払ってやっているので。本当はお医者さんに確認したいのですけど。そういうモチベーションを上げることによってものすごく変わったのです。向こうの施設の先生方もびっくり。今まで休みがちだった子が休まなくなったりとか。ずっとうつむいていたのですが、明らかにだんだん顔が上がってきているんです。話しても、「今日どう」と言っても、ちゃんと「いや、これだけやります」みたいなことを。全然変わってきているので、やはりモチベーション上げると、そういうのもいろいろなところで僕は言うようにはしているのですが。企業としては、現実に戦力になっているので。

○委員長 大切なというか、最低賃金がなかなか決められないところもありますよね。そこは啓発になるのかなとは思います。産業構造の仕組みもそこに絡んできますが、働いた者に対して適正な対価が支払われるというのは、やはり大事なことかなとは思いますので。

○委員 そうですよね。適正な対価。

○事務局 事務局からご報告です。研修として、ここにあまり記載できていないのですが、10月にも、工賃向上の研修を実施予定でして、そちらの内容は、「請負・営業編」という

ことで、どのように企業様からお仕事を取ってきて、工賃の単価交渉をしっかりできるか、といったような観点からの研修を、昨年も実施しまして、大変好評でしたので、今年度も10月にまた実施をする予定です。

○委員 それは実際に交渉をこうしましょうとか。そういう話ですか。

○事務局 そうですね。内職の賃金表のようなものを厚生労働省が出していますので、それを目安に、参考に交渉するんだよとか。利用者さんがしてではなくて、もし、支援者さんがしての単価、1時間しての単価として見合うものなのですかとか。そういったことも含めて問い合わせながら、適正な単価をとっていくように交渉しましょうねとか。そういった研修をさせていただく予定にはしていますので、ぜひ、たくさんのところに受けていただいて、委員にご指摘いただいたところを、事業所にもご理解いただけたらと。

あと、在庫を管理する、倉庫代わりに使われている事業所があったりしますよというのも、好事例セミナーのときに仰っていただいたときがありましたので、そういった面も情報提供しながらできたらと、考えています。

○委員 そういう研修のシミュレーションみたいなのは、僕も出ていいですよ、企業として。

○事務局 ありがとうございます。

○委員 というのは、それは企業と交渉するのですよね。

○事務局 はい。

○委員 その人たちはそれをずっとやっているプロですからね。

もう、値段の交渉とか、そういう人たちが何十年もやってきてているわけです、プロとして。仕入れとして。そういう人たちに対抗しないといけないですよね。それは難しいですよ。

○委員 ちなみに講師はどういう方がされるのですか。

○事務局 講師は、インサイトという全国的に福祉企業のコンサルタントをしている企業です。

○委員 コンサル会社の。

○委員 インサイト。実際にシミュレーションやったほうがいいかと思って。

○事務局 あとは、先ほども申し上げました、共同受注窓口のチラシを大阪産業局、中小企業が出入りする、中小企業の経営支援をしています産業創造館というところに置かせていただいて、企業の人手不足に悩んでいらっしゃる中小企業に提案をするという形でチラシを置いてアピールをしていければと考えていますので、こちらも補足させていただきます。

○委員長 今のセミナーですかね。これは非常に良い取り組みだと思います。受身的なやらないといけないから受けて、でも賃金は安いが、これは断ったら痛いなど。そういう受け身のところから、やはり権利ですので、「それはしっかり働いた分だけ」ということを主張するという。なかなか、「しろ、しろ」と言ってもできないですから、そういうセミナーを通して、しっかり意識が芽生えていけばと思いますし、企業側のほうも意識が変わらぬかなど思いますので、ぜひ、継続的な開催をと思っています。

ほか、いかがでしょうか。共同受注窓口の高額事案が減ったと仰ったのは、これは何が減

ったのですか。

○事務局 単発の印刷の案件が400万円だと、昨年度あった分がなくなっていたり。大阪府は今、子どもにお米を配っているのですが、そちらのチラシも、一昨年は2回あって、昨年は1回で、その分も全体として数百万円の減になったというところがありました。

○委員長 なかなかそういう事業、先ほど万博とかもそうですが、そういう流れがあるのは難しいところかなとは思うのですが。

私は、優先調達の是非が大きくあると思うのです。これはやはりしっかりとやっていくのが大事と思うのですが。大阪都市計画局、昨年あったかもしれない。IR推進局がずっとないのか。たぶん部署によってかなり違いがあるかと思うのですが。だから、その部署内ですね。そこをもう少し啓発していって、ここで取れるようになっていけばと思っています。ほか、いかがでしょうか。

○委員 農業のほうからですが。特例子会社でいくつか水耕栽培で農業をやっているのですが、そのパッキングを以前からB型事業所に参加していただいて、施設外就労という形で役務としてやっています。中で作業するのではなく、外へ出て作業することで、障がいのある方がだいぶ変わる、劇的に変わるという。先ほど委員が仰いましたが、同じような事例がありまして、これはもう15年、16年やっています。

他にも府内に農業生産工場があり、もう20年ほど農業生産をやっているのですが。どうしても農業では、パッキングのところがすごく手間がかかるわけです。計量してパッキングする。それをB型事業所の方と連携して、農業生産工場も特例子会社もずっとやっています。

このあいだ、お話を伺ったところ、B型事業所の支援が減っているといいますか、参加が減っています。今までA社であったら7事業所に参加していただいている。B社のほうは3、4事業所ぐらい参加していただいていたのですが、それが今、半減してパッキングが困っているということを仰っていました。それはやはり指導者が人員不足で、引率して来なければならぬとか、事業所のご都合が大きいと伺っています。

それで生産はできるのですが、パッキングができないので、7割の状態で動いているというお話を伺いました。

パッキングの単価も一応、B社の事例ですが、パートの方と、健常者のラインと、障がいの方、B型事業所のラインと2つあって、それが見える形で作業している。パッキングの単価は同じなので、だからその量が増えると、収入が増えていくということです。ずっと続いていると、今度、そのB型事業所からの障がいのある方が、農作業効率が上がって、あまり遜色がないような状態になると伺っています。

農業では、そういう参加、企業が農業をしていますので、そういう契約ができるやられているのですね。

大阪府の場合では、専業農家がなかなか、それは農政室のほうでがんばっておられると思いますが、そういう企業的に農業をやられているところは、どうしてもパッキングに人手がいりますので、そういうニーズはある。考え方によったら、健常者と同じ単価で、ただ効率

に応じての収入になってきますが、それは能力が上がればできることなので、こういう事例が農業では扱っている。数が少ないですがね。こういうものを増やしていけたらと思っています。ご参考までに、農業のことです。

○委員長 ありがとうございます。参考意見ということで承りまして、また、今後の活動のところに反映させていただければと思います。

ここだけが気になって、ページでいうと、14ページのところで、この「フェイスブック7名」というのはもう廃止してもいいのではないかと思います。なかなか7名のフェイスブックはすごいと思うので、それはそれでPRになればと思うのですが。やはり更新の手間を考えたときに、向上していくとなれば、インスタグラムが525名から547名になっていますので、一本化を検討されたらいかがかなと思います。さまざまな発信媒体でするのは非常に良いとは思いますが、また、ご検討いただくところかなと思います。

というところで、いろいろあると思いますが。ちなみに、12ページのところで、コンサルタント派遣による訪問支援が、令和6年は実施がなかったのですね。令和7年は、なにか今されている。これからあるのですか。

○事務局 研修のほうにお金をさきたいと思っていまして、2000ほどある事業所の1、2件を個別に数回支援するよりも、研修でたくさんの事業所に支援をしていきたいと、シフトしていかなければと考えています。

○委員長 はい。ありがとうございます。B型も含めて、食品を作る、お弁当を作っているところもあるのですか。

○事務局 はい。

○委員長 私は赤穂市というところにいるのですが、高校の学食は今はやってないですね。やらないのですよね。業者がいないとかで。大阪はよくわからないですが、兵庫県の端のほうだと、高校で学食はやっていないので、弁当を売りにくるそなんですよ。そこに入り込むと工賃が上がらないかなと、ふと思ったり。あるいは、高校だと学食の厨房があるので、だから一からすることはなくて、そこに行って料理ができないのかなと、ふと思ったのが1点と。

私の大学は、夏休みになると学食をやめてしまうのです。学生が来るときは学食やるのですが、我々が食べるところがないんですね。コンビニで買ってきて、といったときに、期間限定でも弁当を販売してくれたりするとありがたいなと思っているので、これがこの取り組み状況や実施計画にどう関わるかはわからないですが、私がそう思ったということで発言させてもらいました。

○委員 昨日ちょうど行った事業所は、それをやろうとしています。大阪で。学食がなくなったので、そこはパンとかを作っているのですよ。パンを売りにいこう、と言って、先生方と話して、進められるそうですよ。

○委員長 すごくありがたいですね。小さな大学。これはB型なら難しいかもしれないですが、キッチンカーがよく来るのですよ。最近、どこの大学もキッチンカーが行けるようにな

ってきているので、訪問販売みたいなことをすると、賑わいでいくかなと思ったところです。先ほど、イベントで、というところが非常に大きいというご発言もあったので、参考までにということで発言させていただきました。

よろしいでしょうか。ほかのところにもありますが、何かこれに関して、最後、ひと言ということがあれば。

○委員 委員が、下請けの下請けというお話をされたので、まさにそれ。はっきりここがそういう形でされている、という断定はようしませんが。最近よく聞くのが、株式会社を母体にした事業所で、母体からもらっている仕事を、自分のところでは割と高単価で受注するわけですよ。実際にやる仕事は、社会福祉法人やNPOのところに、かなり低い単価で出すと。そうすると、間を抜く分が自分のところの丸々利益になるみたいな、そういう形で。「それはやり方や」と言われてしまえば、それまでなのかもしれないですが。競争ということの中で考えると、そこが非常に、スタート地点でかなり差が出てしまうのが否めないなと思っていました。

そんなふうにして仲間内でというか、中でそうやって障がいのある人たちの仕事の価値を操作するようなことというのは、いかがなものかなと思ったものですから。そういう意味でも、先ほどの内職の基準や、適正単価というのはこうですよと。公式には、前回でしたか、前々回でしたか、そんなのを出せないにしても、やはり倫理というか、そういうことも含めた経済活動ということで、企業や、受注する我々もそうですが、受けざるを得ないという状況が出ないように。こちらがいくらでも高い単価の仕事を選び放題というような状況であれば、そんなことはあり得ない、低いものは受けないということで、自然に淘汰されるでしょうが、全然そんなことになっていないので。現状が。何某か、そこを是正するようなというか、調整するような仕組みを作れないのかなというのは、ずっと考えているところなので、まとまりのないことで申し訳ないですが。

○委員長 ありがとうございます。単価が高い、工賃を具体的に上げていく取り組みというのに加えて、それを壊していくための啓発ですね。具体的に言えないこと。言えないというか、具体的に示せないこともありますので、そこは倫理観を高めるとか、障がい福祉なり、福祉制度に対する啓発を高めていく、そういう活動も同時並行でやっていく必要があるのかなとお聞きをいたしました。ありがとうございます。

それではいただいたご意見を踏まえまして、今期の工賃向上計画支援事業に反映をさせていただきたいと思います。ご意見ありがとうございました。

それでは、次に、議題（2）「就労継続支援優良取組表彰令和7年度実施概要」について、事務局より、ご説明をお願いいたします。

○事務局 引き続き、私からご説明させていただきます。

そういたしましたら、資料2をご準備いただけますでしょうか。「就労継続支援優良取組表彰の令和7年度実施概要」というものになります。

この就労継続支援優良取組表彰は、令和4年度より実施しています。府内の就労継続支援

B型事業所の工賃向上と就労支援等についての優れた取り組みを表彰して、好事例を広く他の事業所にも広く周知することを目的としたものになっています。

前回の、前年度の委員会におきまして、就労継続支援優良取組表彰の着目ポイントの見直しについて、ということでご審議いただいたと思います。

令和7年度より、応募要件を改めまして、就労支援ということだけでなく、目標工賃達成ということ、長期継続支援、重度障がい者支援も加えまして、いずれかの要件を満たして、特色ある優れた取り組みをしている事業所を募集するという形に進めたいと思っています。

着目ポイントとしましては、必須要件として、全国平均以上の工賃月額23,053円以上、3年以上の実績があって、情報公開、法令遵守をしているところです。

選択要件といたしましては、①就労支援、3年度以内に1名以上の就労実績があること。②目標工賃達成、目標工賃達成加算を算定していること。③長期継続支援、10年以上の実績があること。④重度障がい者支援、重度者支援体制加算を算定していること。というところで、各要件を満たしている、と回答があった事業所を資料に記載しています。重複を除きまして、全体で229件が対象となっている状況です。

今回、令和7年度の募集要項（案）をお示しさせていただいている。

2枚めくっていただきまして、こちらは、令和7年度大阪府就労継続支援優良取組表彰募集要項というところになっています。

募集要項の下の、応募方法、（1）提出書類というところで、めくっていただきまして2枚目に①から⑦、募集要項の2枚目の①から⑦というところに、提出の資料の一覧をお示しさせていただいている。こちらについて、またご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

今回新たに諸条件を確認するための提出書類といたしまして、加えたものが④番以下になっているのですが。④令和7年度基本報酬の算定区分に関する届出書の写し。⑤特色ある取り組みに関する書類。⑥工賃実績、一般就労移行者数を公表しているホームページの写し、というところになっています。

このうち2点、もしご意見があれば、伺いたいと思っています。

⑥は情報公開の要件にあたるというところで、昨年度まで、応募事業所の状況からすると、WAMネットへの掲載というのがあまり著しくないというところがありましたので、WAMネットについては、情報掲載が義務づけられているところですが、項目が結構多くて網羅できていない事業所が多数あるところになっています。

利用者のWAMネットというのも、その利用者さんに対しまして、事業所選択に資するように、工賃実績や就労実績の情報提供を実施しているという点での評価であれば、WAMネットというのは、事業所ホームページのいずれかで、広く情報提供をしていることを示していただければというところで示させていただいている資料になります。

WAMネットへの情報掲載は、表彰事業所としては、本来掲載していただきたいというところではありますので、掲載していただいた上で応募いただくのが筋というところもある

かと思いますので、ご意見をいただければなというところです。

⑤就労実績の確認ですが、一般就労実績の確認書類というところで、「就労移行支援体制加算に関する届出書」という写しを提出いただくということを記載させていただいています。ただ、その加算というのは、6カ月以上継続した場合のみ算定されるものでありますので、6カ月に満たない場合などには、この届け出というのをなされていないというところになっています。

ただ、6カ月の定着に重きを置いていくというよりは、就労に向けた支援をどのように実施しているかというところに、好事例を伺いたいと考えていますので、6カ月に満たない場合であったとしても、実績要件の中で、認めるという方向で、就労移行者一覧という、この別の様式、届出の写しではなくて、別の様式を設けたところで提出を求めたいと考えているところです。

この2点につきまして、ご意見いただけたらなと思っていますので、何かございましたら、よろしくお願ひいたします。

この委員会のご意見を踏まえまして、文言等も含めて、事務局で調整させていただきまして、応募を実施していくという形になっています。

スケジュールといましましては、9月から10月に募集をいたしまして、12月に第2回の工賃専門委員会をさせていただきたいと思っていますので、こちらで選定という形でご審議をいただけたらと思っています。

説明としては以上になりますので、また、審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長 ありがとうございます。ただいま、議題（2）「就労継続支援優良取組表彰の令和7年度実施概要」について、ご説明をいただきました。以降、ご意見・ご質問、また、ご助言等ございましたら、どうぞよろしくお願ひいたします。

この7つの項目の中身、推薦書から、その他、参考資料になるまでのところ、WAMネットへの掲載等、就労支援実績のところについて、ご意見いただければと思います。

これは今までとは違って、4つのいずれかが対象ということで、229件、去年が169件になるので、かなり、60施設ぐらいが該当するだろうということで、これ自体は非常に素晴らしいというか、推していきたいところですので、ぜひ、検討してもらいたいですが。一方で、書類が複雑だと、嫌だという気持が起こってしまいますので、そこも含めてご意見をいただければと思っています。

ページを2枚めくっていただいて、新旧対照表がありますので、そこら辺を何か見ていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

これは全国の平均23,053円を踏まえた上で、例えば、長期継続支援を行っていれば、エントリーができるということですか。

○事務局 はい。そうです。

○委員長 これまで、就労支援1個やったわけですか。

○事務局 そうですね。必須要件に合わせて、1から4の選択要件をそれぞれ、いろいろな

事業所がありますので、自分のところはこういうところを工夫して就労支援であれば、何かしらの、ロールプレイングを一生懸命やるようにしたとか、企業さんとのコネクションを作っているいろいろな事業所に働くように道を開いたとか、そういうちょっと具体的なところをいろいろ、事業所によってあるかと思うのですが、その取り組みの中身を見させていただいて、表彰させていただきたいと思っています。

昨年度は、先ほどの資料にあったのですが、グリーンファーム千里中央というところを表彰させていただきまして、グリーンファーム千里中央の取り組みといたしましては、その地域を取り込んで自分のところの製品をうまくPRする。例えば、地域の身近なカフェと協力して作ったクッキーをコーヒーと一緒に販売するとか。そういうので広げていってました。

また一方で、先ほどお話がありましたように、工賃の向上については、福祉の仕事をしていらっしゃらない方が、やっぱりその仕事をくださる企業さんに対して、「いや、この工賃ではだめではないですか」というところを交渉されて、単価の引き上げにつなげたというお話を仰っていましたので、そういうところの取り組みとか、事業所としてがんばっておられたところを具体的にそういう取り組み内容をPRしていただいて、そこを広げていけたらと思っています。

できれば、大阪府としては、たくさんの事業所にいろいろな取り組みをしていただいているということをPRしてほしいので、応募が多いほうがいいというところはあるのですが。やはりそういう意気込みのある事業所さんというのは、大阪府に認定されました、表彰されました、というステッカーをお渡しするのですが、それを利用者さんに対してもPRに使っていただけると思いますので、そこをがんばってPRできないところでそれを使用されるのは困るを考えています。より、できるだけ適正ないい取り組みを行っている事業所に、という中でいろいろな基準を設けているところではあるのですが、委員長が仰っていただいたように、あまりにも書類が煩雑になってくると、二の足、いい事業所に限ってお忙しかつたりもされるところがあると思うので、そういうバランスをとりながら進めていきたいなと考えています。

○委員長 ありがとうございます。今、事務局からも補足がありました。書類に限らないですが、エントリーだったら多くかかるというのがありますが、エントリーのこの要項も含めてですが、改善、ご意見等がお願いします。

○委員 前回までは、就労支援3年内に1名が必須、絶対、必須要件になっていたと思うのですが、それをなくして、この4つのうちからどれかという、間口を広げたと。

○事務局 そうですね。前回、重度障がいの方も来られているところでがんばっているところがなかなかPRできない、PRの要件に入らないではないか、もう就労だけにするとですね。そういうご意見もいただいたので。確かにいろいろな取り組みでがんばっている事業所がそれもあるというところがありましたので、そういう事業所も幅広くとらえられるようについて、優れた取り組みというのは、事業所さん自身でこの中から選択してい

ただくという形にさせていただいたところです。

○委員長 ということです。いかがでしょうか。これは推薦書というのは、他薦もできるのですか。

○事務局 市町村から推薦いただくことも考えて設定はしているのですが、実績はないです。

○委員長 今までではない。ぜひ、市町村にもアピールして。

○委員 そうですね。

○委員長 おたくの市にはこういういいところがあって、うちはこうだったと言ってもらえば、それはそれで市はアピールできるのではないかなど。

ここら辺はちょっと、私はうといところがあるので、見当違いなことを言うかもしれないですが。この推薦書を作成したのは、府がしたのですか。

○事務局 この様式ですか。はい。

○委員長 様式。表現が難しいですね。全部必要なことですか。要らない項目はない。やはりエントリー。私たちもそうですが、科研費（科学研究費助成事業）などもいろいろエントリーするときには、「書類多いし、大変だな」と思うことがあります。かなり気力をかけないといけなくなると、せっかく229が該当していても、まあまあみたいな気持ちにならないような仕組み作り。入口は少し低くするというのが大事かなと思います。その中でこのWAMネットは、これはもりもりなのですか。全部書かないといけない。

○事務局 そうですね。WAMネットは細かく入れるのを。WAMネットとはホームページ、厚生労働省から、業者さんは情報を載せなさいとなっているのですが。そこは更新も自分たちでできるということになっていますが、その細かいところを、利用者さんの人数であるとかも、いちいち更新はやはり皆さんなかなか。

○事務局 12ページにその項目を上げています。

○委員 財務諸表も公開、これは公開。

○事務局 と、今年の事業所さんは皆さん、きちんとお書きいただいている、優良な事業所ばかりですが。これ今、何も書いていない事業所を見つけたので、何も書いていないのをコピーして貼り付けているのですが。こういった事業所も中にはある。

○委員長 この場合は、この事業所がほかのものを出していてエントリーできないという考え方になるんですか。

○事務局 事業所のホームページで、工賃実績と就労人数を公表していれば良いとするか。このWAMネットをきちんと書いていることも要件とするか、というところで、今年度は事業所ホームページという案もつけて。

○委員長 あればするか。「または」ですね。「または、事業所のホームページの写し」。

○事務局 「または」にしておくか。「これをしている事業所こそが」。皆さんはしていらっしゃるので、普通であればしている感覚だよとか。そのあたりが、もし。感じのことがあればなという。

○委員長 そうですね。そこをどう考えるかというところと思うのですが。

○委員 今回、でも公開していないところに関しては、それこそ、先ほどの記載されている、減算対象となっているわけはあるので、コンプライアンスの考え方でいうと、されていないということで、いかがなものかなというのは。忙しくてできないということいいのか、府が表彰するといううえで。

○委員長 このWAMネットへの登録というのは義務的なものなのですか。

○事務局 はい。

○委員長 そこの落としどころになるかと思うのですが。例えば、考え方として、公表すべきものに公表していないものを優良として表彰していいのか。ロジックに立つとです。だけれども、これは府の独自だから、別にWAMネットじゃなくて、事業所のホームページに限定してもいい。

○事務局 国の制度で、平成30年から公表するようになって、令和6年から公表していない場合は減算になるよ、という制度になっているのですが、実状がなかなか皆さんのが追いついていないので、今は我々の大坂府の管轄のところにも、まずは、「してください」というのをご連絡していっている状況です。

○委員長 国の。今ここで話になっているのですが、また、委員の皆様からご意見や考えはございますでしょうか。

確認ですが、この⑥の工賃実績、一般就労移行支援者数を公表しているホームページの写し、というのがまず、要件の一つなのですね。その要件の証明するものが、WAMか事業所のホームページという考え方。

○事務局 はい。そうですね。

○委員長 例えば、WAMをはずすとまずいというのはあるのですか。あるいは、WAMに限定してしまうというのもいいのですか。

○事務局 そうですね。今こちらに記載しているのは、「または」という、WAMの写しか、または、事業所のホームページの写し。ただ、皆さんに仰っていただいているように、WAMネットに掲載というところでは、加算の対象になって義務的に載せないとというところがあるので、そのWAMだけにするのか、「それは当たり前やろう」ということでWAMだけにするのか。あるいは、仰っていただいたように、なかなか、こちらとしては「載せてくださいね」とは、今申し上げていっているところではあるのですが、もうホームページで情報公開しているというところであれば、いいのではないかというので、どちらかをつけるというところにするのかというのを、ご意見いただけたらなというところです。

○委員長 大切なところですね。

○委員 私は個人的には、WAMは必須だと思っていますね。やはり公金をもらってやっているサービスなので、厚生労働省が指定するホームページでの公開の仕方で、していなければ減算するとまで言っているわけですから、公金を。それをクリアしていない事業所を表彰するというのは違和感があります。

○委員長 というご意見が出ましたが、ほかはいかがでしょうか。追加、反対等も含めてご意見があれば。

○委員 私も同感で、要はこれを機に登録してもらつたらいいのかなと思うんですが。我々も、商品のコンクールというのをさせていただいていまして、その時に事前にエントリーされた商品が、食品表示とかが間違っていたときに、間違ったまま受け付けたり、「間違った食品表示だからエントリーを受け付けませんよ」というのではなくて、直せるアドバイスをさせていただいて、「ここをこういうふうに直してくださいね」と。直していただいたうえで、エントリーを受け付けますねということで、それを一つの支援活動の一環につなげていくのです。これもぜひ、「WAMIにも登録してください」というお勧めができる一つのきっかけにされたらいいのかなとは思いますけれども。

○委員長 ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

今のご意見ですね。WAM、これはやはり外すべきではないというご意見。それに対して、取り次ぎの際に、「もし、これがなければ登録してくださいね」という指導なのか、助言なのか、そういう形で進めていくと。これは一つの啓発につながるのではないかというご意見がありました。私もそうだなと思いますね。国が、「せえ」って言ってるのだから、しないといけない。これに限らず、ほかのところ、または気になるところ、確認すべきところ等。

○委員 WAMは僕もよくわかってなかったので、今の皆さんの意見を聞いたら、必須にしらいいかなと思います。

ただ、最初のエントリーするときのこの書類等々は、僕もよくわかっていないところもあるのですが、これは大変。だけど、結局これだけきちんとできているところがありますと。229所。きちんとできているところがあるとわかっているので、どうですかね。WAMは必須として、あとは、こうこう、こういう項目さえ入れてくださいと。あとは自由に、パワー・ポイントでも何でも作ってくださいという。たぶんね、選ぶ側は大変かもしれないですが。でも、もうできているので、これだけきちんとできているところがあるということは、ここに1個1個書いていかないといけないのですよね。8ページとか。

○事務局 そうですね。はい。

○委員 この用紙に書いていかないといけない。

○事務局 メインは7ページと8ページが推薦書です。

○委員 推薦書。これをメインで書いていかないといけない。

○事務局 はい。これにご自分たちの取り組みを書いていただく。ここに書いていただいたものは、最後につけています、17ページの実際の表彰事業所の取り組み紹介のようなものになっていくというような。

○委員 最終的に提出は、各事業所がこれでしたらいいのですか。17ページじゃなくて。

○事務局 最終提出。この8ページでしていただいているのですが。それを元に17ページを仕上げて、応募するときはそれを提出。

○委員 17ページを仕上げて、これは各事業所さんが投稿するときに仕上げている。

○事務局 こちらは大阪府が取材にも行きまして、そのうえで仕上げています。

○委員 大阪府がやっているということか。

○事務局 ここまでを事業所に頼むのは大変かなと思いまして。

○委員 最終の形は17ページ。書いてもらっている感じですね。

○委員 そういうこと。

○事務局 それ以外は、新聞ですとか、取材されているところがあればリーフレットをつけられたり、パンフレットやホームページをつけたり。

○委員 だったらしい。そっちのほうが楽なのですよ。きっとね。

○委員 この7ページのところは、ボリュームがあるように見えますけれども、普通に打つていけばすぐに終わる内容ですし、8ページに関しては、きちんとしていたら、逆にこれを書いておかないと、これだけやっているというのが出せないと思いますし。僕らが次に決めたりするときに、こういう努力もしてたんだなというエビデンスがないと決められなくなってしまいますので、これは必要というか、書いてくれたほうがわかりやすい。

○委員 これがメインです。

○委員 そういうことか。僕は逆に17ページ。

○委員 そこは、ここを記入してもらったうえで、見やすく大阪府さんが処理していただいているという。記事にしてくれているという感じですね。もちろん、ここまでやるのは大変だと思うので。最終ページ。

○委員 ごめんなさい。僕は逆に8ページをなくして、これを事業所さんが作ってくれたほうが楽ではないかなと思った。

○委員 それは大変じゃないですか。だから、17ページのを作れるように、8ページ目の材料をくださいみたいな。

○委員 了解。自分たちのアピールしたいところを自分たちで作れるのかなと思ったんですよ。

○委員 そこら辺は、そうですね。8ページに書いてもらって、デザイン的なところや、こういうところ、最終の配る前に原稿がこれできますところありますもんね。

○事務局 はい。結構やり取りをして。

○委員 そこで調整もしていると思うので。

○委員 こっちのほうがいいのでそれで結構です。ありがとうございました。

○事務局 補足で説明させていただきますと。9ページは、もうこれは事業所工賃向上計画シートということで、全事業所に出していくているが、新規事業所の出が悪いというのがこちらの様式です。事業所で3ヵ年の計画を立てて、取り組んでいくってね、ということで、これをかいていただくシートです。11ページは、自分の事業所がどういう加算を、基本報酬をとっているかという、基本の申請書ですので、どこの事業所も出してもらえるように、この写しをいただきたいと。12ページは、国が定めているWAMネットの行動計画でして、こちらを参考に必ず書いていただいている。

13ページについては、就労の加算の申請書で、これは6ヶ月以上の就労をしていいた場合にだけ加算申請していらっしゃいますので、6ヶ月未満の場合は、ここに現れないすぐれども。我々としては、6ヶ月以上だから表彰するというルールで今までやってきていないので、1ヶ月でも就労に向けてのその支援をしたというところを評価して、次のページ、14ページで、1、2ヶ月で辞めたとしても、就労しましたという人数だけはご報告いただいて、どんな支援をしたかをご報告いただくということで証憑は14ページでもらってはどうかというものです。

15ページにつきましては、目標工賃達成加算という項目のときは、これをつけてくださいと。全国の上がり幅よりも、さらに上がる目標を立てて達成している事業所については、これを出していただきて、その内容を教えてほしいと。次の16ページは、重度者支援体制加算ということで、重い障がいを持っていらっしゃる方の比率が高いけれども、全国の平均よりも高い工賃を取っていらっしゃるというところは、まず、この申請書の写しを出していただきて、それを確認したいというような形をとっています。

○委員長 ありがとうございます。今、提出書類についての説明がございましたが、これも含めてご意見ありますでしょうか。

○委員 14ページだけが、これ用に新たに設定している分は。

○事務局 そうですね。

○委員 あとは加算で申請で使う分なので、算定されているところは提出されているということなので、某引きというか。そんなにそこまでいっぱいではないと思う。ぱっと見たときに、これなにと思ってしまうというのは心配。

○委員 はい。

○委員長 それほどの負担感はない。枠だけしっかりするということです。

○委員 先ほどの、半年はもうみない。ラインにはしないということなのですよね。

○事務局 半年ですか。

○委員 先ほどの、一般就労の加算の対象になっているところか、否かということではなくてということですね。この就労1ヶ月であっても、就職者を出していくれば、それは対象にしてもいいじゃないかという。

○委員 自立している。

○事務局 というのが今、事務局で考えた案ですが、実際、現場ではやはり6ヶ月、定着するところまでしてこそ就労支援ではないですか、ということであれば、ここでもう少しハードルを上げて、加算が要件にするという議論はあるかと思います。

○委員 グループ内で就労移行先があれば、実績に残るところもあるのかなと。難しいところもあります。

○委員長 どうでしょう。そこのところは。

○委員 すごく細かいところを言うと、例えば、トライアル雇用なんかはどういう扱いになるのか。一般雇用の形にはなりますけれども。3ヶ月で一般就労には結びつかなかったとい

う場合。

○事務局 今まで何も証拠を取らずに、「一般就労をしている」というご報告をもって、聴き取りだけでしていたので、何かもらうのに、「いったん、これでどうでしょう」というのでお出ししたのですが。本当はもっとこちらのほうがいいのではないかというのもしあれば。

○委員 そういうことか。

○事務局 トライアル雇用も、事業所が、先ほどの取り組み内容を書いていただくのですが、その中で利用者さんが働くように、外へ出していくということで何か工夫をされたということであれば、そこは有効なのかなというところでは考えるのですが。

○委員 まさに、工夫の形そのものなのでね、トライアル雇用そのものが。制度。

○委員長 あまりハードルを上げすぎても、応募が少ないとあまり意味がないですから。

○委員 そうです。

○委員 今までを考えると、これでも上がっているぐらいかもしれないですね。その書類を出す。

○委員長 いずれ、そこにつくにしても、まずエントリー数を増やしていくということが非常に大事なことだと思うので、現行のところでいかれたらと思いますが。

○委員 この1ページ目の対象事業者数というのは、①は就労が年内1名で、半年以上。

○事務局 これも「一般就労ありますか」。「はい。1」みたいな回答の仕方なので、その質のところまでは問うてないので、どのようにご回答していらっしゃるかがちょっとわからない。

○委員 わからない。3番の長期継続支援は、B型で10年以上しているところ。

○事務局 これは指定年月日を見まして、10年以上のところを選びました。

○委員 わかりますね。それでいくと、かなり感覚は、B型10年以上やっているところが139カ所あるので、そこが対象になるのは、中身的にはどうかなと感じますけど。

○委員長 やっぱりこう地場で長くずっと地道にやっているところというのも、それはやっぱり表彰すべき対象になる。

○委員 その募集をするときに、自分のところが対象に新たになりましたというのを、どう知らせていくのかというの。

○委員長 知らせてるのでしたか。

○事務局 令和5年度はお電話で、「あなたのところはおそらく対象なのでいかがでしょう」と電話して、15件、はりきってご応募いただいたのに、なくなく見送った事業所もあるとは思います。そこでもう1回上がってくれば、去年表彰できたのにというような良い事業所さんもありましたけれども。ただ、今回はその200件に全部周知するというのは。

○委員 そういうことか。

○委員長 それは難しい。このチラシ1枚ペロッとめくられたものがチラシですよね。裏が。

○事務局 はい。

○委員長 9月8日から10月7日まで。これは非常に、要点をまとめられたものなのですが。「これを取ったら、こんなメリットがあるよ」みたいなものを追加されると。表彰されたらステッカーをもらえるのですよね。

○事務局 はい。

○委員長 そのステッカーを貼られてるのですよね。だから「そのステッカーがもらえるよ」みたいなのを。そういうのがあると、いいかなと。ステッカーをもらって貼ると、「大阪府のお墨付きだよ」みたいな、ファンシーなものがあると、「じゃ、エントリーしようか」という気になるのかなと思ったんです。メリットを。もずやんではなくて、ステッカー。もらえるステッカーを貼って、「これがもらえるよ」みたいなのが。そういう柔らかさがあるといいかなと。もし、修正ができれば。

○事務局 はい。お願いします。

○委員長 幾つか今、ご意見いただいたのですが。修正をかけていくかと思っています。時間のほうもありますので、何か。最後にこの件に関してご意見よろしいでしょうか。

ありがとうございます。では、今、種々ご意見いただきましたので、就労継続支援優良取組表彰令和7年度の実施概要については、案を原案として、幾つかご指摘いただいたものを調整をいたしまして、運営と進めていければと思います。ありがとうございました。

では、議題（3）「その他」についてですが、何かございますでしょうか。

○事務局 議題（3）、障がい者計画の策定スケジュールです。説明をさせていただきたいと思います。参考資料「第6次大阪府障がい者計画の策定スケジュール等について」をご覧いただけますでしょうか。

参考資料の1ページ目ですが、「第6次大阪府障がい者計画の策定スケジュールについて」というところで記載させていただいている。今現在、第5次大阪府障がい者計画というところですが。第5次大阪府障がい者計画が令和8年度までの計画となっていました。令和9年度からまた新たに、第6次大阪府障がい者計画を策定して進めていくというところになっています。そのためのスケジュールというのがこちらに示されているものとなっています。

スケジュール、めくっていただいて、2枚目の後ろに、第5次大阪府障がい者計画の概要というところで、お示しさせていただいているのですが。これが現在の計画の概要となっていきます。令和3年度から令和8年度というところで決まっていまして、（4）施策の推進方向というところで、最重点施策、入所施設や精神科病棟からの地域生活への移行の推進、障がい者の就労支援の強化、専門性の高い分野への支援の充実というところで、最重点施策の中に障がい者の就労支援の強化というのも上がっているところです。

そこから細かく生活の場面にあわせて施策の方向性を記載しているというのが障がい者計画となっていまして、真ん中の、「生活場面3働く」というところで、最重点施策の就労支援ですという中で、方向性を、障がい者雇用の拡大や就労移行支援事業、就労定着支援事業の機能強化や働く場の拡大というところで、示していってるというのが、障がい者計画と

いうものになっています。

最初のページに戻っていただきまして、この障がい者計画ですが、令和7年度に、障がい者施策推進協議会というところで、計画策定部会というのを設置されています。計画策定部会ですが、今年度から2カ月に1回程度、計6回開催というところで、この計画をどのように策定していくのか、次に向けて策定していくのかというところを議論いただいているところになります。今現在、5月、7月に開催されていまして、順次、2カ月に1回ごとに開かれていくという形になっています。

ちなみに、1回目、2回目の開催については、先ほどの大枠で、就労支援を重点施策にする、生活場面を設けてテーマを決めていくというところは、この形でいきましょうというところで議論が進められているところになっています。

令和7年度中に策定部会で議論が進められまして、令和7年度末に意見具申のまとめがございまして、令和8年度に向けて、意見具申をまとめたものを、星印の、令和8年度の4月、5月の6回目、7回目になるのですが、まとめたものを上げていくというところの中で進めしていくという形になっています。

就労支援部会のほうでも、昨日開催させていただいたのですが、一定その意見をもらいながら、その計画策定部会に出た意見を報告させていただきまして、ほかの計画の案件とあわせて反映できるところはさせていく形で進めていく形になっています。

簡単ではございますが、今後の策定にあたりまして、概要とスケジュール等をお知らせさせていただくところです。以上になります。

○委員長 ありがとうございます。今、事務局からご説明がありましたが、大阪府障がい者計画の策定スケジュールについて、ご意見、ご助言等はございますでしょうか。

星印3のあたり。

○事務局 そうですね。今度9月9日に、就労の場面というところで、「働く」をテーマにして議論されるというところもあります。なかでは、現状どういう形かというと、現在の計画について施策や、先ほどの概要に従って示しているものになるのですが、この施策の状況を説明させていただくとともに、もう少しこうしたほうが、現場ではこういう課題がこうしてほしいというのも、ざっくばらんに意見を聞かせていただく場ということになります。

○委員長 はい。ありがとうございます。これは2枚目の裏側にある、ポンチ絵の「生活場面の3働く」というところが、1、2、3と続くのですが、これの今提供されるわけですね。

○事務局 そうですね。この中身を大きく、施策の方向性というところでは書かせていただいている。概要という形にはなりますが、その方向性についてどういった、具体的に、どんなことをしていったらいいなというご意見いただくような場になればと思っています。

最後のページになるのですが、目指すべき姿という形で、障がいのある人が希望するさまざまところで働き続けているという、今のテーマになっているのですが、具体的な取り組

みとして、いろいろな中で障がい者が仕事をできる、工賃水準と向上のところの中で目標として、就労B型における工賃の平均額というところの目標値、具体的な数字を上げさせていただいている。これは工賃向上計画で目標を、改定する前の金額にはなっているのですが、記載させていただいているというところになります。

その目標値については、今後また令和7年度末に国の指針が出る予定になっていますので、それを受け目標値を設定していくという形になっています。

○委員長 ありがとうございます。施策の方向性で、3つのマルがあって、障がい者雇用の拡大、評価、働く場の拡大、そういったことがこれから取り組まれていくんだろうということですね。

以下の説明も含めて何か気づいた点等はありますでしょうか。何でも結構です。

これらを含めて障がい者計画の策定をしていくんだろうと思います。

よろしいでしょうか。

本件、当委員会においては、来年度、次期の大蔵府工賃向上計画について審議予定ですが、それと連動する形で、障がい者計画の工賃目標値の設定についても、来年度改めて審議をしていければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

ほかに何かございますでしょうか。

ないようですので、以上をもちまして、本日の議事はすべて終了とさせていただきます。では、事務局にお返しいたします。

○司会 委員長、ありがとうございました。

本日は、各委員の皆様、長時間にわたりまして、ご審議いただきまして、誠にありがとうございました。今後は、ご審議いただきました内容をもとに、工賃向上計画支援事業の取り組みを進めてまいりまして、工賃向上を図ってまいりたいと存じますので、委員の皆様におかれましては、今後とも、ご支援・ご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

次は第2回ということで、12月頃を予定しておりまして、内容といたしましては、表彰事業所の選定です。別途ご連絡させていただきます。

それでは、これをもちまして、『令和7年度第1回工賃向上計画の推進に関する専門委員会』を閉会させていただきます。本日は、お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございました。

○一同 ありがとうございました。

(終了)